

確定申告すると所得税 が還付される場合も

確定申告をする義務のない人でも次のような場合は、確定申告をする
と源泉徴収された所得税が還付され
ることがあります。

- (1) マイホームをローンなどで取得した
場合
- (2) 多額の医療費を支払った場合
- (3) 災害や盗難にあった場合
- (4) 年の途中で退職し、再就職してい
ない場合
- (5) 給与所得者の特定支出控除の特例
の適用を受ける場合

(6) 年末調整で
控除をし忘
れた場合
(年末の出
産など)

注意事項

・ 還付を受けるための申告書は、2
月16日以前でも提出することがで
きます。

申告書の提出先 豊橋税務署または
別表の各相談会場へ

問合せ先 豊橋税務署 (☎0532-
5216201)



所得税・市県民税の申告受付

期 間	場 所	地 区
2月16日～ 3月15日	市民体育センター	市内全域
2月26日～ 2月28日	東部市民センター (2階第3集会室)	三谷・豊岡
2月29日～ 3月1日	大塚公民館 (2階会議室)	相楽・大塚
3月4日～ 3月6日	西部市民センター (1階集会室)	形原・金平・ 一色
3月7日～ 3月8日	西浦公民館 (2階講堂)	西 浦

※受付時間は午前9時から午後4時までです。
(土曜日と日曜日を除く)

住宅取得等特別控除還付申告受付

と き 2月5日(月)
午前10時～正午 午後1時～4時

と ころ 蒲郡市民会館 中会議室

対象者 平成7年中に、住宅ローン等を利用して
マイホームを取得したり、増改築等をした人

市県民税

申告の必要な人

平成8年1月1日現在、蒲郡市内
に住んでいて、平成7年中に所得の
あった人のうちで、次のいずれかに
該当する人は申告が必要です。

- (1) 営業、農業など事業を営営してい
る人や貸家等の不動産所得のある
人、年金など雑所得のある人、土
地や建物を買った人
- (2) サラリーマンで、給与所得の外に
地代、家賃、年金、農業などの所
得のある人

注意事項

・ 給与所得だけの人で、勤務先から
給与支払報告書が蒲郡市へ提出さ
れている人は申告の必要はありま
せん。

申告書の作成は ご自分で

申告受け付けの期間、場所は上記
の表のとおりです。申告会場は大変
混雑します。スムーズに申告が済む
ようにご協力ください。

(1) 申告書は自分で書いて提出してく
ださい。書き方の分からない人は、

住所・氏名・扶養家族名など分か
る所を記入してください。

- (2) 印鑑、平成7年中の収支の分かる
書類、控除を受ける医療費や生命
保険の証明書などを持って会場に
お越しください。

申告書の提出先 市役所税務課また
は各相談会場へ

申告期間中の問合せ先 市民体育セン
ター内申告会場(☎67-9757)

個人事業税

個人事業税は、前年分の事業の所
得について申告することになってい
ますが、所得税の確定申告が市・県
民税の申告をした人は、申告の必要
はありません。ただし、いずれかの
申告書の「事業税に関する事項」欄
に必要事項を必ず記入してください。

消費税

平成5年分の課税売上高が3千万
円を超える個人事業者は、消費税の
確定申告が必要です。申告と納税は
4月1日までに済ませましょう。

問合せ先 豊橋税務署 (☎0532-
5216201)